

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第439号）

〔警察職員の処分に係る文書部分公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年4月10日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年6月21日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

懲戒処分等（訓戒や注意を含む）のうち、喫煙やタバコに係る事案の内容、処分、処分に至る過程が分かる文書（警察学校入校生に係るものを除く。2021年〇月〇日に〇〇新聞が報じた「当直勤務中に警察署の敷地内で隠れて喫煙し、ぼやを起こした50代の男性巡査部長らが所属長訓戒を受けた」件に限らない。）（平成30年以降のもの。）

- 2 実施機関は、令和4年7月5日付けで、条例第13条第1項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・警察職員による非違事案の処分について

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち、（1）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

- （1）公開しないことと決定した部分

ア 処分を受けた警察職員を特定し得る情報（所属、氏名等）

イ 関係者を特定し得る情報

- （2）公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件対象文書（非公開部分）には、処分を受けた警察職員の所属、氏名等の警察職員及び関係者を特定し得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- 3 令和4年10月7日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

「2 発覚の端緒」、「3 事案概要」、「4 措置検討」の本文の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

条例第9条第1号に該当しない。

当該警察署には、多数の署員が勤務していることからすると、「2 発覚の端緒」、「3 事案概要」、「4 措置検討」の本文に記載の情報は、処分を受けた職員及び関係者を特定し得る情報とはいえない。

2 反論書における主張

「2 発覚の端緒」の本文を公開したとしても、当該警察職員及び関係者を特定し得るとはいえない。

大公審答申第372号では、「非違行為を行った日については、被処分者を識別することができない情報であるため、特定の個人が識別され得る情報に該当せず、公開すべきである。」と示されている。

〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署のいずれにも、多数の巡査部長が年齢を非公表の上で勤務していることからすると、処分を受けた警察職員の所属を公開したとしても、当該警察職員及び関係者を特定し得るとはいえない。

第五 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和4年10月7日付けで提起した、条例第13条第1項の規定に基づく実施機関の本件処分（大阪府警察本部指令（務）第22号）に対する本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の本件処分は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

（1）弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

（2）本件処分の理由

ア 本件処分の妥当性

本件対象文書（非公開部分）には、処分を受けた警察職員の所属、氏名、発覚の端緒、事案概要の詳細等の当該警察職員及び関係者を特定し得る情報が記録されており、これらは、当該情報のみによって特定の個人を直接識別し得る情報又は容易に入手し得る他の情報と結びつけることにより特定の個人が識別され得る情報であり、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当する。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例第9条第1号に該当しない。当該警察署には、多数の署員が勤務していることからすると、「2発覚の端緒」、「3事案概要」、「4措置検討」の本文に記載の情報は、処分を受けた職員及び関係者を特定し得る情報とはいえない。」と主張して、「2発覚の端緒」、「3事案概要」、「4措置検討」の本文の公開を求めているが、発覚の端緒、事案概要、措置検討の本文の非公開部分に記録された情報が、条例第9条第1号に該当する情報であることは前記のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

2 実施機関説明における主張は、概ね次のとおりである。

本件対象文書（非公開部分）には処分を受けた警察職員及び関係者を特定し得る情報が記載されており、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当する。

また、関係者の情報が記載されている部分について、当該情報が公開になれば、自身が通報したことを知られること懸念し、通報を控えるなど、今後の捜査協力が得られなくなるおそれもあることから、非公開決定は妥当である。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 「2発覚の端緒」について

ア 条例第9条第1号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例第5条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。条例第9条第1号は、このような規定を受けて、個人のプラ

イバシーに関する情報の公開禁止について定められたものである。

同号は、

(ア) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

(イ) 特定の個人が識別され得るもののうち、

(ウ) 一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

又は

(エ) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

が記録されている行政文書を公開してはならないと定めている。

イ 条例第9条第1号の該当性について

本件対象文書の「2 発覚の端緒」の非公開部分を審査会にて確認したところ、当該非公開部分には、確かに関係者と思われる者の記載があった。

実施機関は非公開理由について、関係者を特定し得る情報が記録されており、これらは、当該情報のみによって特定の個人を直接識別し得る情報又は容易に入手し得る他の情報と結びつけることにより特定の個人が識別され得る情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第9条第1号に該当すると主張する。

審査会において検討すると、当該情報は関係者を特定し得る情報及び容易に入手し得る他の情報と結びつけることにより特定の個人が識別され得る情報とは言えず、条例第9条第1号には該当しない。

ウ 条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号について

条例第8条第2項第1号は公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定している。

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができると定めている。

エ 条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号の該当性について

事件事故における発覚の端緒は、110番通報等、事案当事者や協力者からの通報も多く、警察における事案処理に欠かせない重要な役割を担っている。

これらの情報が公にされると、通報すること自体に不安や負担を感じ、通報を控える者が現れ、警察における事案処理の事務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、通報者の不安や負担を考えたとき、その者の情報はもちろん、通報の内容を含めて非公開とされるべきである。

以上により、「2 発覚の端緒」部分を公開すると警察が行う事案処理の事務の公正かつ適

切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第8条第2項第1号及び同条第1項第4号に該当するといえる。

実施機関の判断は、当該情報について、条例第9条第1号に該当すると主張する限りにおいて、妥当ではないが、非公開とする結論に影響を及ぼすものではない。

(2) 「3事案概要」「4措置検討」について

ア 条例第9条第1号について

前記(1)アに同じ

イ 条例第9条第1号の該当性について

審査会において確認したところ、本件対象文書の「3事案概要」及び「4措置検討」の非公開部分には、所属長訓戒のきっかけとなった小火(ぼや)を起こした日付及び発生場所である特定警察署名の記載が認められた。

これは、処分を受けた職員が小火を起こした日に特定の警察署で勤務していたということ を明らかにする情報であり、既に公開されている「懲戒処分のきっかけとなった行為内容」、「巡查部長」及び「55歳」という情報を組み合わせることにより、当該職員が特定されるおそれは否定できない。

また、所属長訓戒の措置を受けたことについては、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報といえる。

審査請求人は「〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署のいずれにも、多数の巡查部長が年齢を非公表の上で勤務していることからすると、処分を受けた警察職員の所属を公開したとしても、当該警察職員及び関係者を特定し得るとはいえない。」と主張するが、当該警察職員の所属を公開すると既に公開されている情報を組み合わせることにより、処分を受けた警察職員を特定し得るおそれがあることは、上記のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は反論書において、過去、審査会において発出した答申の内容を引用し「非違行為を行った日については、被処分者を識別することができない情報であるため、特定の個人が識別され得る情報に該当せず、公開すべきである。」との主張を行っている。

確かに過去の答申を確認すると、非違行為を行った日については、被処分者を識別することができない情報との判断がなされた例も見受けられる。

しかし、本件は、警察署における小火事案という極めて稀な事案であり、他に類似の事案が存在しないことから、事案が特定されるおそれがない、とまでは言い切れない。

よって、審査請求人が公開を主張する、本件の非違行為を行った日を公開すれば、被処分者を特定し得る情報に繋がるおそれがあるため、審査請求人の主張は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、福島 力洋、島田 佳代子、西上 治